

東亜道路工業グループ人権方針

東亜道路工業グループ（以下、「当社グループ」という）は、企業理念「自らの意思と成長をもって、人々の生活を足元から支える」に基づき、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進します。当社グループは、これらの取り組みを通じて働きがいのある企業グループの形成を目指すとともに、全てのステークホルダーの信頼に応えていきます。

当社グループは、事業活動を行う全ての国と地域において、当社グループのみならず全てのステークホルダーと協働し、事業活動に係る全ての人権を尊重することを当社グループの重要な責任と位置づけています。東亜道路工業グループ人権方針（以下、「本方針」という）は、国際的に認められた人権規範に整合する当社グループのコミットメントと実施体制を示すものです。

本方針は、専門家の助言を得て作成し、2026年3月25日の取締役会にて承認されました。

1. 人権に関する考え及び姿勢

当社グループは、以下の国際的に認められた人権規範を支持し、事業活動において人権を尊重していきます。

- ・国連「ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・国際人権章典
- ・ILO「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」

当社グループは、事業活動を行う国・地域の法令等を遵守します。国際的に認められた人権規範と各国・地域の法令等が異なる場合は、より高い基準を採用します。また、国際的に認められた人権規範と国・地域の法令等との間に矛盾が生じた場合には、国際的な人権規範を最大限尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループの全ての役員及び社員に適用されます。当社グループは、取引先及びその他関係者（以下、「取引先等」という）に対しても本方針について理解と協力を求め、サプライチェーン全体を含む全てのステークホルダーと協働して人権尊重に取り組めます。

3. 人権尊重の推進体制

当社グループは、人権尊重の実効性を確保するために所管部署を定め、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築します。これにより、人権への負の影響の特定、評価、防止及び軽減に向けた対応策の検討、実行並びにモニタリングを継続的に行います。

4. 是正及び救済

当社グループは、当社グループの事業活動が人権への負の影響を引き起こした又は助長したことが確認された場合には、関連するステークホルダーと対話、協力して速やかに人権侵害の原因究明、是正、救済、再発防止措置を講じ、継続的に人権デュー・ディリジェンスの改善につなげます。

5. 重点的に取り組む人権課題

当社グループは、人権に及ぼす負の影響を評価、特定し、以下に掲げる人権課題を含むあらゆる人権課題に対して主体的かつ継続的に取り組みます。本方針及び重点的に取り組む人権課題は、外部環境や企業活動の変化に応じて適宜見直しを行います。

- ・労働安全衛生の確保と徹底
- ・差別、ハラスメントの禁止
- ・強制労働・児童労働の禁止
- ・結社の自由及び団体交渉権の尊重

6. 教育・研修

当社グループは、人権尊重を遵守するため、役員及び社員に対して定期的かつ適切な教育・研修を行います。全ての役員及び社員が主体的に人権尊重を推進できる意識を持つよう努めます。

取引先等に対しても人権尊重への理解と協力を求めます。

7. ステークホルダーとの協働

当社グループは、人権に対する顕在的又は潜在的な負の影響への対応について、役員、社員、労働組合、取引先等、地域社会及び投資家等のステークホルダーと継続的に対話・協議を実施し、人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。

8. 情報開示

当社グループは、人権デュー・ディリジェンスの実施状況、特定された人権リスク及び人権に対する取り組みとその進捗状況等について、統合報告書やホームページ等を通じて定期的かつ適切に情報開示し、透明性の確保に努めます。

2026年4月1日

東亜道路工業株式会社

代表取締役社長

森下 協一